

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月27日 18時57分ごろ
発生場所	福岡県糸島市姫島西岸 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位309° 1,040m付近 (概位 北緯33° 34.4′ 東経130° 02.6′)
事故の概要	水上オートバイモンスターマジックは、急発進し、姫島西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ モンスターマジック、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63565福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	左舷外板、船尾部外板及び船底部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、佐賀県唐津市唐津港を出港し、遊走した後、佐賀県唐津市^{かしわ}神集島と姫島の間付近で停泊した。</p> <p>船長は、^{たばこ}煙草を吸おうと思い、エンジンを止めて手首に連結していた緊急エンジン停止コードの一端のバンドを外し、手前に引き込むタイプ（プル式）のスロットルレバーに巻き付けた。</p> <p>船長は、煙草を吸った後、出発しようとしてエンジンを起動したところ、本船が急発進し、船長は落水した。</p> <p>本船は、無人の状態で行き先を続け、姫島西岸に乗り揚げた。</p>
分析	本船は、船長が、緊急エンジン停止コードの一端のバンドをプル式スロットルレバーに巻き付けていたことから、スロットルを開けた状態になっており、エンジンを起動した際、急発進して姫島西岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、緊急エンジン停止コードの一端のバンドをプル式スロットルレバーに巻き付けていたため、エンジンを起動した際、本船が急発進して姫島西岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急エンジン停止コードの一端は、適切な箇所に連結すること。